

沼津市企業立地促進事業費補助金交付取扱要領

1 工場等の設置

沼津市企業立地促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条第1号に規定する「工場等を設置」とは、工場等の建物を新築するほか、工場等を売買又は賃貸借等で取得し、機械設備を購入して業務を開始した場合を含む。

なお、立地の形態については、新設のほか、増設、移転を含む。

増設：自社の既存の工場等の敷地に隣接して、1,000平方メートル以上の用地を取得した場合をいう。

移転：自社の既存の工場等の全部又は一部を廃止する計画のもとに、別の工場等の敷地において新たに工場等を建設する場合をいう。

2 補助対象企業

- (1) 要綱第2条第1号に規定する「組合」とは、それ自体が事業活動の主体となり生産活動等を行うものをいう。
- (2) 要綱第2条第2号ウに規定する「別に市長が定めるもの」とは、商品の販売を主たる目的とした施設をいう。

3 用地の取得

- (1) 要綱第2条第3号ウに規定する「用地の取得」とは、土地の売買若しくは賃貸借等の契約締結、土地の売買若しくは賃貸借の予約又は買主から売主への手付の交付のうち、最も時期の早いものをいい、その親会社、その子会社又はその関連会社から取得した場合を含まない。
- (2) 用地の賃貸借等、用地の所有権を取得しない場合は用地に対する補助の対象とならないが、新規雇用に対する補助の対象となる。
- (3) 要綱第2条第3号ウただし書きの「市長が別に定める場合」とは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいい、要綱第2条第3号ウに規定する期間内に業務を開始することが困難な企業等は、当該期間の終了6か月前（カに該当する場合にあつては、当該期間の満了する日）までに、別紙2企業立地促進事業に係る業務開始の延長に係る承認申請書を提出し、承認を得なければならない。

ア 工場等の設置にあたり、法令による土地利用の規制に係る行政手続に時間を要する場合

イ 設備投資額（用地取得費、造成工事費及び安全対策費を除く。）が30億円以上の大規模な工場等の設置で、当該期間内に業務を開始することが困難な場合

ウ 大型又は特殊な注文製作機械の設置を伴う設置で、当該機械の設計、発注から納品まで時間を要する場合

エ 建物の完成又は機械の設置完了後、工場等の業務を開始するまでの間に法令により義務付けられている行政手続に時間を要する場合

オ 公共事業や公共イベント等への協力により、工場等の設置が中断する場合

カ 感染症のまん延、自然災害等、突発的かつやむを得ない事情による設備投資の遅れにより当該期間内に業務を開始することが困難な場合

- (4) 前号に規定する業務開始の延長に係る承認を受けた企業等は、業務開始日の属する年度が到達するまで、毎年8月15日までに別紙1企業立地促進事業に係る企業等概要調書（事前提出用）を提出し、事業の進捗状況を報告する。

4 雇用要件

(1) 要綱及びこの要領において「従業員数」とは、雇用保険法上の一般被保険者の数と、雇用保険法上の高年齢被保険者の数との合計数をいう。この場合において、パートタイマーは2分の1換算とし、県外居住者（県外において住民基本台帳に記録されている者をいう。）は含まない。なお、「パートタイマー」とは、雇用保険法上の一般被保険者又は高年齢被保険者であって、1週間の所定労働時間が30時間未満である者をいう。

(2) 要綱第2条第3号オの「10人以上である」とは、当該事業所における特定企業等の従業員数が10人以上であることをいう。

(3) 要綱第2条第3号カ（ア）に規定する「1人以上増加する」とは、特定企業等の県内における従業員数について、当該事業所及び県内全ての事業所で、業務開始月末の数と用地を取得した日の属する月前1年間の平均の数を比較し、前者が後者よりそれぞれ1以上増加していることをいう。また、（イ）の「0人以上1人未満増加」とは、同様の方法で算出した従業員の数が0人以上1人未満増加していることをいう。ただし、要綱第3条ただし書きに該当の場合は、特定企業等の市内における従業員数について、当該事業所及び市内全ての事業所で、業務開始月末の数と用地を取得した日の属する月の前1年間の平均の数を比較し、前者が後者よりそれぞれ1以上増加していることをいうものとする。

(4) 要綱第2条第3号カ（イ）の生産性とは、物的労働生産性及び価値労働生産性をいい、次に掲げる方法で算出した数をいう。

ア 物的労働生産性とは、生産量を従業員の数で除した数

イ 価値労働生産性とは、生産額を従業員の数で除した数

- (5) 要綱第2条第3号キに規定する「5人以上であること」とは、当該事業所における特定企業等の研究員の数が5人以上であることをいう。

5 補助の対象

- (1) 要綱別表第2及び別表第3に規定する「市長が別に定める工場」とは、主として、次に掲げるプロジェクト又は産業分野に関連する県の事業に参画し、各プロジェクト又は産業分野に関連する製品を製造する工場をいう。

ア ファルマバレープロジェクト

イ 静岡ウェルネスプロジェクト

ウ フォトンバレープロジェクト

エ 静岡県CNFプロジェクト

オ 次世代モビリティ産業（自動車、航空宇宙）

カ 新エネルギー

キ ロボット

ク 環境

ケ 半導体関連

- (2) 前号の「主として」とは、当該工場で複数の製品を生産している場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当することをいう。

ア 当該製品の生産量又は生産金額が、当該工場で生産する製品全体の50%超を占めていること。

イ 当該製品に係る生産施設の床面積が、当該工場における生産施設の延床面積の50%超を占めていること。

6 補助対象従業員の算出

要綱別表第2及び別表第3に規定する「別に定める方法」とは、以下のとおりとする。

(1) 従業員の要件

市内に住所を有し、原則として用地取得日以降に雇用した者を対象とし、県の補助対象従業員要件に該当する場合に限る。

(2) 従業員数の算出

当該事業所における特定企業等の従業員数について、業務を開始する日の属する月の末日の数から、前1年間の平均の数を減じた数を上限とする。ただし、新たに県内に事業所を設置する企業等は、業務を開始する日の属する月の末日の当該事業所における特定企業等の従業員数を上限とする。

7 事前協議

事前協議に当たっては、要綱第5条に規定する提出書類のほか、別紙1企業立地促進事業に係る企業等概要調書（事前提出用）を提出する。

8 交付の申請

交付の申請に当たっては、要綱第6条に規定する提出書類及び別紙3雇用者数一覧表のほか、要綱第2条第3号カ（イ）に該当する場合は別紙4雇用者数及び生産計画一覧表を提出する。

9 交付の条件

- (1) 要綱第8条第4号に定める「市長が別に定める期間」とは、10年とする。
- (2) 要綱第8条第7号に定める「要綱第2条第3号オに規定する業務を開始する時の従業員数及び同号キに規定する業務を開始する時の研究員の人数並びに同号カに規定する業務を開始する時に増加した従業員数」とは、業務を開始する時の当該事業に係る事業所の特定企業等の従業員数及び特定企業等の県内における従業員数をいい、補助金の交付を受けた特定企業等は、これが3年間維持されていることを確認するため、交付年度の翌年度から3年間の毎年度末に公共職業安定所が作成した事業所台帳異動状況の写しを市に提出するものとする。
- (3) 要綱第8条第7号ただし書及び第8号ただし書の「市長がやむを得ない事情があると認める場合」とは、世界経済の変動等予測不能な経営状況の変化、退職年齢者の集中等、従業員数の一時的な減少について、企業等の責に帰さない合理的な理由が存する場合をいう。
- (4) 要綱第2条第3号カ（イ）に該当する場合は、生産性10パーセント以上の向上を確認するため、業務開始日の属する月から起算して37か月目以降に、別紙4雇用者数及び生産計画一覧表を提出するものとする。

10 実績報告

実績報告に当たっては、要綱第10条に規定する提出書類のほか、別紙3雇用者数一覧表を提出する。

11 その他

要綱及びこの要領において、事業に着手とは、当該事業に係る工事請負契約日、建物若しくは機械設備の売買契約日又は建物若しくは機械設備の賃貸借契約日のうち最も時期の早いものをいう。

付 則（平成18年3月22日決定）

この要領は、市長の決裁の日から施行する。

付 則（平成18年12月26日改正）

改正後の要領は、市長決裁の日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

付 則（平成20年3月31日改正）

改正後の要領は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月31日改正）

1 改正後の要領は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の2の(2)及び(3)の規定は、平成20年4月1日以降に用地を取得（賃貸借等による取得を含む。）した工場等の新設及び増設について適用する。

付 則（平成22年3月31日副市長決裁）

この改正は、平成22年3月31日から施行する。

付 則（平成25年2月26日副市長決裁）

改正後の要領は、副市長決裁の日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

付 則（平成25年8月27日副市長決裁）

改正後の要領は、副市長決裁の日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

付 則（平成26年11月18日副市長決裁）

改正後の要領は、副市長決裁の日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

付 則（平成27年7月7日副市長決裁）

改正後の要領は、副市長決裁の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

付 則（平成28年3月29日副市長決裁）

改正後の要領は、副市長決裁の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

付 則（平成29年5月22日副市長決裁）

改正後の要領は、副市長決裁の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

付 則（平成31年3月22日副市長決裁）

改正後の要領は、副市長決裁の日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

付 則（令和元年12月12日副市長決裁）

改正後の要領は、副市長決裁の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

付 則（令和2年5月8日改正）

改正後の要領は、決裁日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

付 則（令和3年3月31日副市長決裁）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和6年5月21日決裁）

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

付 則（令和 6 年 7 月 12 日 決裁）

この要領は、令和 6 年 7 月 16 日から施行する。

付 則（令和 7 年 10 月 15 日 決裁）

- 1 この要領は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の沼津市企業立地促進事業費補助金交付取扱要領の規定は、令和 8 年 1 月 1 日以降に用地を取得（賃貸借を含む。以下同じ。）し、又は事業に着手した工場等の新設及び増設について適用し、同日前に用地を取得し、又は事業に着手した工場等の新設及び増設については、なお従前の例による。
- 3 新要領の規定及び様式による申請等の手続きは、新要領の施行前においても、それぞれの規定及び様式の例により行うことができる。

付 則（令和 8 年 5 月 22 日 決裁）

- 1 この要領は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。ただし、「5 補助の対象」の改正は令和 9 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の沼津市企業立地促進事業費補助金交付取扱要領の規定（「5 補助の対象」の規定に限る。）は、令和 9 年 1 月 1 日以降に用地を取得（賃貸借を含む。以下同じ。）し、又は事業に着手した工場等の新設及び増設について適用し、同日前に用地を取得し、又は事業に着手した工場等の新設及び増設については、なお従前の例による。